

解禁日： 有（令和 年 月 日） ・ 無

令和 6 年 10 月 27 日

報道関係者 様

## 守口市報道提供資料

### 第 33 錦コミュニティセンター及び第 6 滝井東会館投票所における二重投票について

令和 6 年 10 月 27 日執行の第 50 回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査及び大阪府議会議員補欠選挙の第 33 錦コミュニティセンター及び第 6 滝井東会館投票所において、下記のとおり二重投票が発生しましたので、公表します。

#### 1 事案概要

##### （1）第 33 錦コミュニティセンター投票所

10 月 27 日の午前 9 時頃において、既に投票を済ませていた選挙人 1 名に対して、衆議院議員総選挙・小選挙区の投票用紙を再度交付し、投票した。

##### （2）第 6 滝井東会館投票所

10 月 27 日の午後 2 時頃において、既に投票を済ませていた選挙人 1 名に対して、衆議院議員総選挙・小選挙区の投票用紙を再度交付し、投票した。

#### 2 原因

##### （1）第 33 錦コミュニティセンター投票所

選挙人（既に 26 日以前に衆議院議員総選挙は投票済）が、大阪府議会議員の補欠選挙のみの投票に来られ、代理投票の申請をされ従事者 2 名が対応し府議会議員補欠選挙の代理投票を済まされた後、続いて小選挙区の代理投票を誤って行った。

名簿対照係から、何か表示が出ていたとの声掛けがあったが、代理投票の対応に気を取られ府議会議員補欠選挙のみの投票の選挙人という認識がなかったのが原因と考えられる。付き添いの方の声掛けで気づいたものです。

##### （2）第 6 滝井東会館投票所

選挙人（既に 26 日以前に衆議院議員総選挙は投票済）が、大阪府議会議員の補欠選挙のみの投票に来られ、府議会議員補欠選挙の投票を済まされた後、小選挙区の用紙交付に誤って進み、小選挙区の用紙交付係が本来行うべき投票所入場整理券の確認・チェックを怠り誤って用紙を交付し、投票を行った後、比例代表の用紙交付係において確認・チェックを行った際に気づいたものです。

※両事案ともに、投函された投票用紙は有効票の取り扱い。

### 3 今後の対応

確認の強化について、従事者に対して再度周知徹底を図り、再発防止に努めます。

問合せ：守口市選挙管理委員会

電話 06-6992-1784 (直通)